

## 環境の保全に関する協定

(以下「甲」という。)並びに 株式会社(以下「乙」という。)は、乙の工場の建設及び操業に伴って生ずる環境への負荷の低減が、地域の環境保全に重要な役割を果たしていることを認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の実現に向け、相互の信頼関係のもとで環境保全を推進するという理念に基づき、次のとおり協定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この協定は、工場の建設及び操業に伴って生ずる環境への負荷の低減について、事業者が重大な社会的責務を有することを認識し、自ら率先して環境保全活動を行い、もって地域住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに、ひいては地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### 第2章 環境保全対策

#### (公害の未然防止)

第2条 乙は、次の各号に掲げる項目について、公害の未然防止に努めるものとする。

- (1) 大気汚染の防止
- (2) 水質汚濁の防止
- (3) 地質(土壌、地下水、土壌中の気体)汚染の防止
- (4) 騒音の防止
- (5) 地盤沈下の防止
- (6) 悪臭の防止

#### (廃棄物の処理)

第3条 乙は、事業活動に伴って発生する廃棄物の排出を抑制するため、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)及び再生利用(リサイクル)を積極的に推進するものとする。

また、発生した廃棄物は、自らの責任において、環境への負荷が少ない方法で適正に処理するものとする。

2 甲は、前項に関し、乙に対し積極的に協力するものとする。

#### (化学物質による環境リスクの低減)

第4条 乙は、事業活動において取り扱い又は生成する化学物質(以下「化学物質」とい

う。)による環境リスクの低減を図るため、適正な管理を行うとともに、その排出量等を把握し、環境中への排出削減に努めるものとする。

2 甲は、前項に関し、乙に対し積極的に協力するものとする。

#### (地球環境の保全)

第5条 乙は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等の地球規模の環境問題に対処するため、関係法令に従い自ら対象物質の排出状況等を把握するとともに、排出抑制に努めるものとする。

2 甲は、前項に関し、乙に対し積極的に協力するものとする。

### 第3章 環境管理の徹底

#### (環境管理体制)

第6条 乙は、工場の環境保全対策を適切に実施するため、環境管理体制を整備し、環境関係法令及びこの協定の遵守状況を常に監視するものとする。

2 乙は、環境管理体制の維持、向上に努めるものとする。

3 乙は、事業活動に従事するものに対し、環境保全に関する意識の啓発を図るものとする。

4 甲は、前3項に関し、乙に対し積極的に協力するものとする。

#### (公害防止施設等の改善)

第7条 乙は、工場の環境保全対策について積極的に技術の開発と導入に努めるとともに、その進展に応じ公害防止施設等の改善を行い、環境への負荷をさらに低減させるよう努めるものとする。

2 甲は、前項に関し、乙に対し積極的に協力するものとする。

### 第4章 細目協定、年間計画書、生産施設等の事前協議

#### (細目協定)

第8条 乙は、環境保全対策を適切かつ十分に実施し、別途、甲、乙間で締結する環境の保全に関する細目協定書(以下「細目協定」という。)を遵守するものとする。

2 乙が細目協定に従い環境保全対策を講じたにもかかわらず、大気汚染、水質汚濁等の状況が環境基準に適合しないこと及び公害防止の技術開発の進展その他により細目協定を変更する必要性が生じ、甲が乙にその改定を要請したときは、乙はこれに応ずるものと

する。

#### (年間計画書)

第9条 乙は、毎年、翌年度に実施する環境の保全に関する年間計画書（以下「年間計画書」という。）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により年間計画書の提出があった場合において、その内容が不適當であると認めるときは、乙に対し計画の変更を指示するものとし、乙はこれに応ずるものとする。

3 乙は、年度の中途において当該年度に係る年間計画書の内容に変更を加えようとするときは、事前に、甲に届け出るものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 乙は、前3項による年間計画書に記載された当該年度における大気汚染、水質汚濁等に係る排出量、防止措置等を遵守するものとする。

#### (生産施設等の事前協議)

第10条 乙は、生産施設又は公害防止施設（年間計画書に記載されているものを含む。以下「生産施設等」という。）を新設し、増設し、又は変更しようとするときは、事前に甲と協議のうえ、その了解を得なければならない。

### 第5章 公害発生時等の措置

#### (公害発生時の措置)

第11条 第2条による措置を講じたにもかかわらず、公害の発生のおそれが生じ、又は公害が発生した場合、その原因が乙の責に帰すべきものと甲が認めたときは、乙の責任において直ちに必要な措置を講ずるとともに、講じた措置をすみやかに甲に報告するものとする。

#### (緊急時の措置)

第12条 大気汚染防止法第23条又は水質汚濁防止法第18条に定める緊急時の事態が発生するおそれが生じ、又は発生した場合においては、乙は、甲の指示に従いすみやかに必要な措置をとらなければならない。

2 大気汚染、水質汚濁等の状況の悪化等により地域住民の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として別に甲が定める場合に該当する事態が発生したときは、乙は、別に甲が定めるところに従い、必要な措置を講じなければならない。

(操業の短縮等)

第13条 前2条の措置によっても大気の汚染、水質の汚濁状況等が改善されず、かつ現実に人の健康又は生活環境に重大な被害が生じる場合であって、甲が乙にその状況に応じ前2条以上の措置若しくは完全な防止措置又はばい煙等の発生施設の操業の一部若しくは全部の一時停止を指示したときは、乙は、そのいずれかの方法によりこれに従わなければならない。

(事故時の措置)

第14条 乙は、公害に係る施設等について重大な故障破損等の事故が生じたときは、直ちに応急の措置をとるとともに、すみやかに甲にその状況を報告するものとする。

2 前項の場合において、甲が乙に対し事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置をとるべきことを指示したときは、乙はこれに従わなければならない。

3 甲は、前項に基づく乙の措置が完了するまでの間、当該施設等の操業の停止を指示することができる。

## 第6章 立入調査等、違反時の措置及び損害賠償

(報告及び調査)

第15条 甲は、この協定書に定める事項の履行状況を確認するため、必要に応じ乙に対して報告を求め、又は本協定の実施に必要な限度において工場に立入調査することができる。

(違反時の措置)

第16条 甲は、乙が本協定及び細目協定に違反したときは、乙に対し期限を定めて必要な改善措置をとるべきこと、又は違反状態が解消されるまでの間、当該違反に係る生産施設等の操業の全部若しくは一部の停止を指示することができる。

2 前項の規定にかかわらず乙が第10条の規定に違反したときは、甲は、当該違反に係る生産施設等の設置工事の中止又は操業の全部若しくは一部の停止を指示することができる。

(被害補償)

第17条 工場周辺に公害が発生した場合において、調査の結果、その原因が乙に帰すべきことが明らかになったときは、乙は、その被害の補償を行わなければならない。

2 前項の補償を行う場合は、甲は、そのあっせんを行うものとする。

## 第7章 関連企業等

### (関連企業)

第18条 乙は、乙の工場の構内又は隣接敷地内に所在する関連企業（別に甲と環境の保全に関する協定を締結するものを除く。）については、本協定の趣旨にのっとり指導、監督するものとする。

2 甲は、前項の関連企業が所有し、又は管理する生産施設等に係る本協定の適用については、当該生産施設等を乙が所有し、又は管理する生産施設等とみなすものとし、乙は、当該生産施設等に係る本協定及び細目協定の適用について全て責を負うものとする。

### (下請企業の指導等)

第19条 乙は、構内に所在する下請企業に対し、公害の発生防止について積極的に指導及び監督を行うとともに、万一これらの企業に関し、公害問題が発生した場合は、乙は、誠意をもってその処理に当たるものとする。

## 第8章 環境保全活動の推進及び住民への周知

### (環境保全活動の推進及び住民への周知)

第20条 乙は、地域住民の安全及び安心の確保の観点から、環境保全活動を推進するとともに結果等について、住民への周知に努めるものとする。

## 第9章 その他

### (その他)

第21条 この協定の運用については、別に、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義を生じたときは、別に、甲、乙、協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 年 月 日から適用する。
- 2 昭和 年 月 日付けで甲及び乙が締結した公害の防止に関する協定（以下「公害防止協定」という。）は、廃止する。
- 3 公害防止協定の規定により行われた協議については、本協定の規定により行われた協議とみなす。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙